

令和7年度

定期監査及び行政監査報告書

雲南市監査委員

目 次

定期監査結果報告

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	2
第4	監査の着眼点	3
第5	監査の実施内容	3
第6	監査の結果	3
第7	監査意見	6

行政監査結果報告

第1	監査の種類	9
第2	監査の対象	9
第3	監査の目的	9
第4	監査の期間	9
第5	監査の着眼点	9
第6	監査の実施内容	10
第7	監査の結果	10
第8	監査意見	10

= 参考資料 =

(1)	市税等の収納状況	1
(2)	各種使用料等の収納状況	2

定期監査報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

令和7年度定期監査では次の事業等を監査対象とした。

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等
政策企画部	うんなん暮らし推進課	雲南市子育て世帯定住宅地購入補助金
	交通政策室	雲南市地域づくりイベント開催補助金 市有施設等使用料の収納状況
	広報広聴課	広報活動事業
総務部	総務課	総務管理事業
	人権推進室	雲南市部落解放同盟島根県連合会雲南支部補助金 住宅新築資金等貸付金の収納状況
防災部	くらし安全室	雲南市 LED 防犯灯整備事業費補助金
市民環境部	市民生活課	国民健康保険事業特別会計 総務管理事業 福祉医療費・福祉医療受領委任高額療養費返還金の収納状況
	国土調査課	地籍調査事業
	税務課	市税・国民健康保険料等の賦課状況
	債権管理対策課	市税等の収納状況・滞納対策
健康福祉部	健康福祉総務課	雲南市民生児童委員協議会事業補助金 生活保護費返還金等の収納状況
	保健医療政策課	雲南市人工透析医療通院送迎支援事業補助金
	健康推進課	雲南市食生活改善推進協議会活動費補助金
	身体教育医学研究所うんなん	身体教育医学研究所事業
こども政策局	こども家庭支援課	妊産婦乳幼児個別健診事業 雲南市新生児聴覚検査費用助成金
農林振興部	林業振興課	雲南市森林整備推進事業費補助金 林業種苗供給力強化線事業

部 局	課 (室)	対 象 事 業 等
産業観光部	産業観光総務課	管理施設の集客数及び施設等使用料の収納状況
	観光振興課	雲南市桜まつり事業交付金
建設部	建設工務課	除雪総務管理事業
		雲南市建設業者等資格取得支援事業補助金
	市道霞町野竹線(仮称)中原橋下部工左岸工事	
空き家対策室	空き家対策事業	
		雲南市危険空き家除却事業補助金
建築住宅課		公営住宅使用料の収納状況
会計課		会計総務管理事業
議会事務局		議会総務管理事業
教育委員会	教育総務課	学校給食負担金の収納状況
	児童生徒支援課	学校支援員配置事業
	スポーツ文化振興室	スポーツ協会補助金
		雲南市スポーツ協会補助金
	国スポ・全スポ準備室	全国高等学校総合体育大会事業
	雲南市全国高等学校総合体育大会事業補助金	
人権教育室		雲南市人権・同和教育推進協議会補助金
監査委員事務局		監査委員総務管理事業
公平委員会事務局		公平委員会総務管理事業
大東総合センター	市民福祉課	大東町地域福祉センター管理事業
三刀屋総合センター	自治振興課	庁舎管理事業
吉田総合センター	市民サポート課	電源立地地域対策事業
		雲南市水力発電施設周辺整備事業補助金
掛合総合センター	市民サポート課	庁舎管理事業
上下水道局	営業課	水道料金・下水道使用料の収納状況
	工務課	東阿用宮内線配水管改良工事
市立病院	経営課・掛合診療所	診療費他の収納状況

第3 監査の期間

令和7年12月19日から令和8年2月5日まで

第4 監査の着眼点

- ① 事務の執行は、法令等に基づいて適正に行われているか。
- ② 予算執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ③ 工事発注の手続きは適正に行われているか。
- ④ 補助金等の交付及び確定事務は適正に行われているか。また、補助の効果は確認されているか。
- ⑤ 市税・各種使用料等の収納状況は良好か。滞納整理事務は適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

令和7年4月1日から令和7年11月30日までの市の財務に関する事務のうち、監査対象部局から抽出した事業、工事、補助金及び市税・各種使用料等の状況についてあらかじめ監査調書及び関係書類の提出を求め、事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を実施した。また、一部現地にて事業の実施状況等を調査・確認した。

第6 監査の結果

1. 事業、工事及び補助金の執行状況について

事業の執行状況、工事発注及び補助金の手続きについて監査を行った。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

(1) 補助金について

① 補助金交付要綱について

ア、補助金の交付の率及び限度額

補助率が補助対象経費の「10分の10」のものや、補助率自体が定められていないものがあつた。さらにそれらは、補助金の限度額についても規定されていなかった。

また、補助金を「予算の範囲内で交付する」旨の規定がないものがあつた。

イ、補助金対象経費の範囲

補助対象経費の範囲を当該事業に係る経費とのみ規定し、具体的費目を明示していないものがあつた。

ウ、概算払手続き規定

雲南市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第9条第3項及び第4項に定める概算払に係る規定が整備されていないものがあつた。

②補助金の交付手続きについて

ア、決裁権者について

雲南市事務決裁規程第6条に規定する決裁者より下位の者が決裁していた。

2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

(1) 市税・各種使用料等の収納状況（令和7年11月末時点）

市税・各種使用料等の収納状況は、参考資料（1）及び（2）のとおりである。監査の結果、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 滞納整理事務について

33件の市税・各種使用料等の収納状況について監査を実施した。このうち、滞納繰越分に該当するものは26件であつた。監査の結果、下記の事務処理について、検討、改善を要する点が見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導を行ったので記述を省略した。

① 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルの作成

雲南市債権管理適正化指針（以下「指針」という）では、滞納整理事務のスケジュール化、効率化を図るため債権所管部局において「滞納整理事務取扱要綱」を定めることとなっている。

3種類の債権（3課）で指針に基づく要綱等が定められていなかった。

② 債権管理台帳の作成

債権管理台帳は、滞納繰越分に該当するもののうち、1種類の債権を除き全てにおいて整備されていた。

③ 滞納処分及び強制執行等の実施状況

強制徴収公債権については滞納処分が行われていた。非強制徴収公債権、私債権については、近年強制執行等が行われていなかった。

④ 財産調査の状況

強制徴収公債権、非強制徴収公債権については財産調査が行われていた。私債権については、財産調査が行われていなかった。

【滞納繰越分に該当するもの】

税目等（債権の名称）	会計区分	担当課（徴収）	債権の種類	時効期間
個人市民税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
固定資産税	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
軽自動車税（種別割）	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
法人市民税	一般会計	税務課	強制徴収公債権	5年
国民健康保険料	国民健康保険事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療事業特別会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	2年
保育所保護者負担金 （保育所保育料）	一般会計	債権管理対策課	強制徴収公債権	5年
学校給食負担金	一般会計	教育総務課	私債権	5年
公営住宅使用料 （家賃、共益費、駐車場代合計）	一般会計	建築住宅課	私債権	5年
福祉医療費・福祉医療受領委任高額療養費返還金	一般会計	市民生活課	非強制徴収公債権	5年
生活保護費徴収金	一般会計	健康福祉総務課	強制徴収公債権	5年
生活保護費返還金	一般会計	健康福祉総務課	非強制徴収公債権	5年
生活保護費返納金	一般会計	健康福祉総務課	非強制徴収公債権	5年
住宅新築資金等貸付金	一般会計	人権推進室	私債権	10年
市有施設等使用料	一般会計	交通政策室	私債権	5年
水道料金	水道事業会計	水道局営業課	私債権	5年
下水道使用料	下水道事業会計	水道局営業課	強制徴収公債権	5年
浄化槽使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
個別排水処理施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
農業集落排水施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
簡易排水施設使用料	下水道事業会計	水道局営業課	非強制徴収公債権	5年
市立病院医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院経営課	私債権	5年
訪問看護利用料（個人利用料）	病院事業会計	市立病院訪問事業課	私債権	5年
掛合診療所医療費（個人医療費）	病院事業会計	市立病院掛合診療所	私債権	5年

第7 監査意見

1. 事業、工事及び補助金の執行状況について

(1) 補助金について

①補助金交付要綱について

ア、補助金の交付の率及び限度額

補助率が10分の10である場合、補助事業の自立性が失われるおそれや、事業の必要性や費用対効果の検討が十分にされないおそれがある。「雲南市補助金等の見直し指針」に基づき、本来行政が行うべき事業は交付金とし、それ以外で補助割合が法令に基づかないものは補助率の引き下げを検討されたい。

また、補助金の限度額が定められていない場合、予算額を上限にした補助金額となる可能性がある。これらの中には、限度額を定めにくい補助金もあると思われるが、事業の目的や内容等を踏まえ補助事業が過度に補助金に依存することがないように上限を設定すべきと思われる。

補助率と限度額の両者を併せて設定することで事業主体の自立性と公金の適正な負担の双方を確保されたい。

加えて、補助金交付要綱に「予算の範囲内で交付する」旨の規定がないものがあつた。制度上は予算の範囲内で執行されることが前提であるため、規定がなくても問題はない。しかし、住民にとって制度内容がより分かりやすくなるよう、また、誤解やトラブルの未然防止の観点から「予算の範囲内で交付する」旨を補助金交付要綱に明記しておかれたい。

イ、補助金対象経費の範囲

交付規則第3条では、「補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額は、別に定める」と規定されており具体的な費目まで定めることとはされていない。その理由として、運営補助は団体の継続的かつ安定的な運営を支援することが目的であり、団体ごとに異なる運営実態や自主性を尊重し、使途の費目を画一的に定めることは補助金本来の趣旨と合わなくなるためと考えられる。一方、事業補助は、特定の事業・イベント・取り組みに対する補助であり、目的、成果が明確で支出費目が予測できるため、費目を限定する必要がある。事業補助で具体的な費目を定めていないものは、事業の円滑な実施を妨げることがないように実務に即した補助対象経費費目を、明示されたい。

また、運営補助、事業補助ともに、補助金の公平性と透明性を確保するため、飲食費や交際費など事業との直接的な関連性や必要性を客観的に確認することが困難な費目については、それぞれの補助金交付要綱において除外する規定を設けられたい。

ウ、概算払手続き規定

交付規則に概算払の申請及び承認手続きが規定されていることから、交付要綱に規定がないことが直ちに違法とはいえない。しかし、概算払は補助金額の確定前の事前支出であり、過払い等のリスクが高いため手続きは交付要綱で明確にしておく必要がある。運用の明確性の観点から個別の交付要綱に概算払の具体的な手続きを規定されたい。

②補助金の交付手続きについて

ア、決裁権者について

雲南市事務決裁規程に基づき適正な決裁権者により決裁されたい。

2. 市税・各種使用料等の収納状況及び滞納整理事務について

(1) 市税等の収納状況について

市税等の収納率については、物価高騰による影響で収納率の低下が懸念されていたが、キャッシュレス納付等、納付環境の改善を図ったこと等により、令和7年11月末現在、概ね前年同時期と同程度となっている。

税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き、職員一人ひとりが一層、税に対する意識の高揚を図られ収納率の向上に努められたい。

(2) 滞納整理事務について

市の債権は、公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権に分類され、それぞれの法令、条例及び規則等に基づき債権管理の適正化を図ることとなっている。これら債権の違いや法令根拠、手続等を十分理解しなければ適正な事務執行は望めない。

雲南市市税等滞納整理対策本部会議（以下「本部会議」という。）においては、共通資料の確認及び共同催告の実施について協議を行い、全庁的な対応方針の共有を行われた。また、法令に抵触しない範囲において情報の共有化を図りつつ、他部局との連携を図りながら、全庁的な徴収対策を進め市全体での債権管理業務の向上に努められている。

今回の監査では、滞納整理事務の適正性について重点的に監査を行った。その結果、次の点について取組まれるよう要望する。

① 非強制徴収公債権・私債権について

非強制徴収公債権・私債権については、それぞれの所管課が債権管理を行っている。そのため所管課によっては債権管理についての法務知識やノウハウが十分に蓄積されておらず、新たに発生した収入未済について雲南市私債権の管理に関する条例（以下「私債権管理条例」という。）に基づく債権台帳の整備や督促等が適正に行われていないも

のがあった。収入未済については、歳入のある所管課であれば今後、発生する可能性が十分に考えられる。歳入のある所管課は、本部会議等において債権管理の法務知識やノウハウの習得に取り組まれない。今回の監査で指摘した該当部署は、速やかに私債権管理条例に基づく債権管理を行われたい。

② 滞納整理事務取扱要綱及びマニュアルについて

債権回収を公平、効率的に進めるためには、滞納整理事務取扱に係るマニュアルが有用であると過去の監査でも意見してきた。上記①で指摘した課においてもマニュアルが整備されていれば適切な債権管理が行えていたと思われる。未策定の所管課においては、マニュアルを整備し、適切な債権回収に努められたい。

③ まとめ

滞納処分等の事務処理には専門的な知識と経験を要する。限られた人員で複雑な滞納処分等の事務を処理することは容易ではないものである。人事異動により未経験者が担当することとなっても職務の遂行に支障を来すことのないように徴収に関わる職員全員が地方税法、地方自治法のみならず民法等の関連する法令の研修に努め、資質向上を図られたい。

併せて、知識の習得だけでなく本部会議を中心に経験を持ち寄り、関係各部署でノウハウを共有、蓄積されたい。

行政監査報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査
なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

「法令等に支出の定めがない各種団体等への負担金について」をテーマとし、次に掲げるものを除き、令和6年度から継続的に支払われている会費及び負担金を対象とした。

- ①法令等の定めにより支出が義務づけられている負担金
- ②工事負担金

第3 監査の目的

負担金には、法令等に定められ支出が義務づけられている負担金のほか、任意で加入している各種団体等に対する負担金がある。負担金については、その目的が明確かつ公益上の必要性を有し、さらには経済性、効率性及び有効性の観点から適正な支出をする必要がある。

こうしたことから、任意で加入している各種団体等への負担金について支出状況を確認することで、適正な事務の執行に資することを目的とする。

第4 監査の実施期間

令和7年12月19日から令和8年2月5日まで

第5 監査の着眼点

- ①負担金支出の目的、経緯は把握されているか。
- ②負担金支出の必要性及び効果を検証しているか。また、長期に渡り支出しているものについて、社会情勢の変化を踏まえ検討しているか。
- ③規約、会則等支出の根拠となるものはあるか。
- ④負担額の算定根拠は明確になっているか。
- ⑤団体等の決算（令和6年度）において繰越金（令和6年度から7年度へ繰り越した額）は負担金総額に比べ妥当なものであるか。

第6 監査の実施内容

監査対象部局からあらかじめ監査資料の提出を求め事前調査を実施するとともに、監査当日、担当者からの聞き取り及び関係書類の監査を行った。

第7 監査の結果

監査対象の負担金の支出状況は、次の表のとおりであった。

(令和7年11月30日現在)

対象課(室)	負担金件数	負担金支出済総額
44課(室)	202件	71,703,140 円

※対象部局報告資料より

- ①支出の目的、支出によって得られる効果を明確に把握できていない負担金があった。
- ②支出開始時期が不詳の負担金があった。
- ③負担金支出先団体の総会等が開催されていないものがあった。
- ④負担金支出先団体から予算・決算及び事業内容の報告を受けていないものがあった。
- ⑤負担金額の算定方法が会則・規約等で明確になっていないものがあった。

第8 監査意見

監査の結果、監査対象の負担金については、監査した限りにおいて、事務執行はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、下記について、検討、改善を要する点が見受けられた。該当部局においては、監査意見に沿って速やかに対応されるよう求める。

①負担金の支出にあたっては、その目的が明確でなければならないが、目的を的確に把握することなく複数年にわたり支出しているものが見受けられた。負担金支出の目的、経緯を把握し、効果を検証したうえで支出されたい。

②負担金の支出先団体等の総会への出席や、決算書、事業報告書の確認をすること等によって当該団体の活動内容や決算状況を把握すべきであるが行っていないものがあった。当該団体の決算や活動状況を把握し、負担金の額が妥当なものか毎年度、検証されたい。

③令和6年度決算において余剰金が多額に発生し、令和7年度予算へ繰越している団体があった。令和6年度決算の支出総額と令和7年度予算の支出総額を比較しても令和6年度の事業が特に低調であったということも見受けられない中で、令和6年度と令和7年度同額の負

担金が計上されていた。特に令和7年度予算において、令和6年度から繰り越した額が負担金総額に対し100%を超えている場合は負担金額の妥当性を検証し、必要に応じて支出先団体に減額等の見直しを求められたい。

④団体等の会則・規約等に負担金の算定方法の明示がなく、算定方法が不明瞭なまま、前年度を踏襲し、請求金額を精査することなく支払っているものがあった。負担金を支出する際には、負担金が定められた算定方法によって正しく請求されているか確認を行う必要がある。団体からの請求額が適正なものか確認するために、算定方法を明確にされるよう団体に求められたい。

⑤負担金の支出が長期間にわたっているものの中には、加入の目的や支出の意義が社会情勢等の変化により希薄になっている可能性がある。負担金の支出の必要性について常に検討し、場合によっては団体等への加入継続自体についても見直されたい。

⑥まとめ

負担金には法令等に定められて支出する負担金と、各種団体の運営費等の必要経費とするために支出する任意の負担金とがある。

今回の監査対象とした任意の負担金について、毎年、漫然と支出をすることがないように、この監査を契機として全庁的に公益性や有効性をあらためて点検されたい。

参 考 資 料

(1) 市税等の収納状況

(2) 各種使用料等の収納状況

(1) 市税等の収納状況 (令和7年11月末現在)

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
個人市民税	現年分	1,405,400,000	1,523,150,616	786,284,251	736,866,365	51.62
	滞納繰越分	2,000,000	9,168,803	4,288,852	4,879,951	46.78
	計	1,407,400,000	1,532,319,419	790,573,103	741,746,316	51.59
法人市民税	現年分	313,700,000	200,585,400	205,497,500	△ 4,912,100	102.45
	滞納繰越分	40,000	135,000	60,000	75,000	44.44
	計	313,740,000	200,720,400	205,557,500	△ 4,837,100	102.41
固定資産税	現年分	1,790,100,000	1,886,447,900	1,236,962,090	649,485,810	65.57
	滞納繰越分	2,800,000	22,996,620	2,545,165	20,451,455	11.07
	計	1,792,900,000	1,909,444,520	1,239,507,255	669,937,265	64.91
国有資産等所在市町村交付金及び納付金	現年分	30,622,000	30,625,200	30,625,200	0	100.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	30,622,000	30,625,200	30,625,200	0	100.00
軽自動車税(種別割)	現年分	156,346,000	160,950,600	159,957,400	993,200	99.38
	滞納繰越分	160,000	780,329	171,073	609,256	21.92
	計	156,506,000	161,730,929	160,128,473	1,602,456	99.01
軽自動車税(環境性能割)	現年分	16,590,000	12,684,000	9,127,500	3,556,500	71.96
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	16,590,000	12,684,000	9,127,500	3,556,500	71.96
市たばこ税	現年分	170,400,000	124,405,136	107,541,978	16,863,158	86.44
	滞納繰越分	0	0	0	0	-
	計	170,400,000	124,405,136	107,541,978	16,863,158	86.44
入湯税	現年分	1,845,000	2,894,100	2,894,100	0	100.00
	滞納繰越分	1,000	0	0	0	-
	計	1,846,000	2,894,100	2,894,100	0	100.00
小計	現年分	3,885,003,000	3,941,742,952	2,538,890,019	1,402,852,933	64.41
	滞納繰越分	5,001,000	33,080,752	7,065,090	26,015,662	21.36
	計	3,890,004,000	3,974,823,704	2,545,955,109	1,428,868,595	64.05
国民健康保険料	現年分	536,020,000	556,112,310	253,159,560	302,952,750	45.52
	滞納繰越分	4,790,000	13,177,230	6,017,474	7,159,756	45.67
	計	540,810,000	569,289,540	259,177,034	310,112,506	45.53
後期高齢者医療保険料	現年分	515,420,000	540,936,550	338,303,345	202,633,205	62.54
	滞納繰越分	1,000	1,284,920	215,360	1,069,560	16.76
	計	515,421,000	542,221,470	338,518,705	203,702,765	62.43
合計	現年分	4,936,443,000	5,038,791,812	3,130,352,924	1,908,438,888	62.13
	滞納繰越分	9,792,000	47,542,902	13,297,924	34,244,978	27.97
	計	4,946,235,000	5,086,334,714	3,143,650,848	1,942,683,866	61.81

(2) 各種使用料等の収納状況 (令和7年11月末現在)

①一般会計

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
保育所保護者負担金 (保育所保育料、認定こども 園保育料)	現年分	48,027,000	50,337,840	26,093,710	24,244,130	51.84
	滞納繰越分	3,000	299,050	18,960	280,090	6.34
	計	48,030,000	50,636,890	26,112,670	24,524,220	51.57
学校給食負担金	現年分	155,826,000	133,831,500	82,984,523	50,846,977	62.01
	滞納繰越分	20,000	5,484,365	526,850	4,957,515	9.61
	計	155,846,000	139,315,865	83,511,373	55,804,492	59.94
公営住宅使用料(家賃、共 益費、駐車場代合計)	現年分	188,767,000	191,271,540	110,779,580	80,491,960	57.92
	滞納繰越分	200,000	1,123,300	100,000	1,023,300	8.90
	計	188,967,000	192,394,840	110,879,580	81,515,260	57.63
福祉医療費・福祉医療受領 委任高額療養費返還金	現年分	0	5,381	0	5,381	0.00
	滞納繰越分	0	769,572	0	769,572	0.00
	計	0	774,953	0	774,953	0.00
生活保護費徴収金・返還 金・返納金	現年分	11,000	172,070	154,018	18,052	89.51
	滞納繰越分	0	2,188,633	197,140	1,991,493	9.01
	計	11,000	2,360,703	351,158	2,009,545	14.88
市有施設等使用料 (バスセンター使用料)	現年分	866,000	473,509	291,309	182,200	61.52
	滞納繰越分	0	113,000	25,500	87,500	22.57
	計	866,000	586,509	316,809	269,700	54.02
住宅新築資金等貸付金	現年分	0	0	0	0	-
	滞納繰越分	84,000	11,489,594	550,000	10,939,594	4.79
	計	84,000	11,489,594	550,000	10,939,594	4.79

②公営企業会計

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収納率 (C/B)
水道料金	現年分	878,155,000	590,061,752	511,558,765	78,502,987	86.70
	滞納繰越分	0	79,586,918	72,986,176	6,600,742	91.71
	計	878,155,000	669,648,670	584,544,941	85,103,729	87.29
下水道使用料	現年分	296,840,000	201,693,255	174,050,040	27,643,215	86.29
	滞納繰越分	0	26,815,879	25,265,602	1,550,277	94.22
	計	296,840,000	228,509,134	199,315,642	29,193,492	87.22
浄化槽使用料	現年分	137,387,000	91,826,676	80,993,443	10,833,233	88.20
	滞納繰越分	0	10,897,817	10,376,703	521,114	95.22
	計	137,387,000	102,724,493	91,370,146	11,354,347	88.95
個別排水処理施設使用料	現年分	1,588,000	1,135,909	990,116	145,793	87.17
	滞納繰越分	0	146,963	141,903	5,060	96.56
	計	1,588,000	1,282,872	1,132,019	150,853	88.24
農業集落排水施設使用料	現年分	141,038,000	93,251,040	81,162,792	12,088,248	87.04
	滞納繰越分	0	12,631,519	11,497,725	1,133,794	91.02
	計	141,038,000	105,882,559	92,660,517	13,222,042	87.51
簡易排水施設使用料	現年分	355,000	275,060	241,471	33,589	87.79
	滞納繰越分	0	33,414	33,414	0	100.00
	計	355,000	308,474	274,885	33,589	89.11

(単位:円、%)

区 分		予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B) - (C)	収納率 (C/B)
市立病院医療費 (個人医療費)	現年分		351,976,619	323,325,714	28,650,905	91.86
	滞納繰越分		31,403,295	22,726,413	8,676,882	72.37
	計		383,379,914	346,052,127	37,327,787	90.26
訪問看護利用料 (個人利用料)	現年分		3,437,747	3,034,272	403,475	88.26
	滞納繰越分		496,079	496,079	0	100.00
	計		3,933,826	3,530,351	403,475	89.74
掛合診療所医療費 (個人医療費)	現年分		8,370,142	8,063,568	306,574	96.34
	滞納繰越分		106,558	106,558	0	100.00
	計		8,476,700	8,170,126	306,574	96.38
人間ドック・健診料 (個人負担金)	現年分		27,348,458	26,848,974	499,484	98.17
	滞納繰越分		0	0	0	-
	計		27,348,458	26,848,974	499,484	98.17